

これまでの広報掲載記事や啓発活動等の様子

発行/茅ヶ崎市 編集/総務部秘書広報課 発行日/毎月1日・15日
 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 ☎0467(82)1111 FAX0467(87)8118
 PC用URLhttp://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ ●携帯用URLhttp://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/k/

広報
CHIGASAKI
7月15日号
 平成21年(2009年)発行
 NO.882

ちがさき

市の木 アカシア 市の花 つつじ 市の鳥 シジュウカラ

「広報ちがさき」に広告を掲載しませんか?
 広告の掲載は1面と3面で
 詳細は秘書広報課まで

●21年度国民健康保険料率を決定しました.....3面
 ●第36回サザンビーチちがさき花火大会...4面
 ●中海岸地区の養浜事業.....6面

●人口-233,631人 ●世帯数-93,158世帯 (平成21年6月1日現在)

平成26年12月1日号

被害に遭って、何をどうしていいかわからない
 交通事故で賠償で済んだけれど、事故のことが忘れられない
 家族を守れなかった... 苦しい
 被害に遭った友人に、どう声を掛ければいいのか
 加害者が憎い、許せない
 DVのこと、誰にも言えない
 事件の後、遺族がバラバラでつらい
 同じ経験をした人とは話したい

11月25日~12月1日は犯罪被害者週間です
 相談をお受けするにあたり、一番心掛けていることは「傾聴」です。その方が何を話したいのか、ゆっくり何度かお話を伺って傾聴関係を築いていく。そこからようやく支援の第一歩が踏み出せると思っています。

ピア・神奈川のみなさん
 (左から) 上野さん、西村さん、佐藤さん、渡辺さん、榎本さん、西谷さん

もしも犯罪に遭ってしまったら...ひとりで悩まずご相談ください

市では被害者支援自衛隊グループ「ピア・神奈川」と協力して「犯罪被害者等支援相談」を開催しています。犯罪や交通事故に遭われた当事者だけでなく、大切なご家族を亡くされたご遺族のご相談もお受けします。大きな被害を受けていないと相談できないのではないかと悩む前に、嬉しい時はどうぞ頻りに来てください。相談は、電話や面談で受けており、匿名でも可憐です。

【市民相談課市民相談担当】

◇相談窓口/市役所本庁舎3階市民相談課 (毎月第1・3水曜日10時~16時)
 ◇電話相談/(82)1111
 電話交換手に「犯罪被害者支援相談へ」とお伝えください

ひとりで悩まないで！ 犯罪被害者を強力支援

私たちの暮らす社会は、以前に比べ犯罪や事故に突然巻き込まれる危険性が高くなってしまいました。誰もがいつ被害者になってもおかしくありません。犯罪被害者への支援は被害に遭った少数の人たちの救済ではなく、私たち自身の問題なのです。

市では、被害に遭った人の不安や悩みなどの解決に向けた相談窓口を、8月から開設します。
 【市民相談課市民相談担当】

8月から支援相談を開設

ある日突然、犯罪や交通事故に巻き込まれた被害者や遺族は、生命を奪われ、家族を失うという癒されることのない直接的な被害を受け、さらに周囲の無理解や心ない対応による精神的苦痛などの二次的被害にも苦しめられています。犯罪被害者の苦しみは一人一人異なります。それぞれの人が合った対応を行う、日常生活に復帰できるように支援することが大切です。

このような被害者の支援をするため、6月に「かながわ犯罪被害者サポートセンター」が、かながわ県庁に設置されました。本市でも、被害者支援自衛隊グループ「ピア・神奈川」と協力して、犯罪被害者等支援相談を8月から開始します。「かながわ犯罪被害者サポートセンター」をはじめ各支援団体と緊密な連携を図り、総合的な支援を行います。

県内の市町村に先駆け、総合的な犯罪被害者支援を目標として、相談窓口を開設します。誰もがいつどこで犯罪や事故に巻き込まれても不思議ではない今日です。そんな時、一人で悩み悲しまないでください。自らが被害者としての体験のあるメンバーが支援します。被害者や遺族には近隣のみなさんの理解と協力は不可欠ですが、まず、身近な市役所の犯罪被害者等の支援相談にお電話ください。頼れる相談窓口を目指して、「ピア・神奈川」は電話相談、面談など幅広く協力します。

渡辺代表からのメッセージ
 渡辺治重さん
 ピア・神奈川代表

7月6日に、市役所で「ピア・神奈川」と「犯罪被害者等支援相談」に関する協定を締結しました。

交通事故相談も開設

本市では、8月から月曜日・木曜日に市民安全相談員による交通事故相談を開始します。20年度に県内で発生した交通事故件数は44,876件で、減少傾向にあるものの依然として多い状況です。自分が注意をしていけば交通事故の加害者や被害者にならないという保障はありません。不幸にして、いったん交通事故に巻き込まれると、相手との示談交渉や各種手続きが必要になります。相談では事故の内容、手続状況を聞きながら解決方法を助言し、必要に応じて適切な機関も紹介します。

各種専門相談もご利用を

15日号に相談窓口一覧表を掲載していますので、気軽に市民相談課に相談してください。

同じ悲しみを体験しているからこそできるアドバイスもあります



平成26年度実施街頭啓発の様子
 茅ヶ崎警察署や神奈川県、神奈川被害者支援センターなど関係機関の方と一緒に茅ヶ崎駅前街頭キャンペーンを行いました！！



もし、自分や大切な人が 犯罪に巻き込まれてしまったら……

「最愛の子どもを亡くした私は「子どもと生きた時」と現実、「描いていた未来」を同時に無くしました。生きていくのが信じられない毎日、さらに周りからは早く元気になるように言われ続けました。「もう1人子どもがいるじゃない、この子の為にも頑張らなさい」といふ言葉が、この子の為にも頑張らなさいと、辛い目にあった人が涙山いるのよ」「まず加害者を許さなくては貴方は立ち直れない」と私は思わず「母親想いのやさしい子だったの」と心に思ったことを言うと、「死んでしまおうと誓い子になっちゃうのよ」……もう涙山でした。遺族にとってこれらの言葉は言って欲しくない一番辛い言葉でした。反対に通りすがりに目が合った時、何も言わずに目を伏せて頭を下げて下さった方にはとても救われた思いがしました。愛する大切な家族を亡くした遺族は、生きていくことだけで精一杯なのです。立ち直る気力も元気も無くしているからです。悲しみを共有して辛い気持ちを聞いて欲しいのです。思いきり子どものことを話したかったです。何の批判、アドバイス、質問もしないで聞いて欲しいかったです。家を掃除するようになったのは息子が亡くなってから1年目位からでした。塵がフワフワしていても気がなりません。今では誰が掃除していても判らないのです。炊飯器で炊くだけのお米でさえも上手に炊けません。私はまるで狂っているように自分で自信が持てなくなりました。毎日、何の為に生きているのか自分の居場所がありませんでした。(被疑者) ・市内在住者

条例化に向けて ご意見、お考えをお聞かせください。

パブリックコメント
(仮称)茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例(素案)の考え方について

(資料配布)市役所市民相談課、市内公共施設、市団(意見の取り扱い)個別の回答や意見内容以外の個人情報公表はいたしません。

市では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族を支援するための条例策定作業を進めています。条例の策定をとりまとめましたので、みなさんのご意見をお寄せください。

期間 4月23日(木)まで
公表 7月予定
応募 郵送(〒253-8686 茅ヶ崎市役所市民相談課)、
☎(85)0151、資料配布場所、市団で
問合せ 同課市民相談担当

飲酒運転などによる交通事故や通り魔、ストーカーなど、犯罪被害はいつ誰の身に降りかかっても不思議ではありません。犯罪被害に遭うと、自分の意思に反して、今までの日常が突然に非日常へ変わってしまいます。それまで当たり前に行っていたことができなくなる、警察や検察など慣れない場に行かなければならない、収入が途絶えてしまう、医療費の負担を強いられたらなどさまざまな問題や不安が押し寄せてきます。しかし、何をしなければならぬのか、これからどうなってしまうのか、誰に相談したらいいのか分からない。多くの被害者の方は、そのような状況に置かれることとなります。

そんな時、身近な行政に相談ができ、困っていることへの支援が受けられたら、地域全体で温かく支えてもらえるようになったらどうでしょうか。

茅ヶ崎市では、犯罪被害者を市全体で支援するための基本となる条例をつくりたい。この条例をつくる目的は、犯罪被害に遭い、既に困っている方を支援するためだけではなく、もしもご自身や大切な人が犯罪被害に遭われた時、温かく支えられ、安心して暮らせるまちをつくるためでもあります。

そのためには市が取り組みを進めるだけでなく、みなさんのご理解と協力が不可欠です。【市民相談課市民相談担当】

誰でも犯罪被害に遭う可能性があります

市では、犯罪被害に遭われた方が1日でも早く平穏な生活を営むことができるよう「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例」を制定し、27年11月25日に施行しました。身近な相談窓口として地域の实情に応じた支援を適切かつ、きめ細かに提供します。犯罪被害は、いつ誰の身に起きても不思議ではありません。被害に遭うと、その事実を受け入れることもできないまま、さまざまな問題や心身に起こる変化に直面することになります。犯罪被害者支援は被害に遭った方のためだけではなく、誰もが安心して暮らすことができる地域社会のために必要な施策です。「こんなこと相談していいのだろうか…」「重大な被害ではないけれど…」などと思わずにお気軽にご相談ください。

【市民相談課市民相談担当】

犯罪被害に遭うと…市や関係機関がサポートできること

- これからどうなるの? 誰に相談したらいいの?**
- まず何をどうしたらいいのかわからない。
 - 同じ経験をした人の話が聞きたい。
- 市役所市民相談課では犯罪被害に遭われた方、ご遺族やご家族の困り事、不安、疑問について総合的に相談できる窓口を開設しています。
○被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」と協力し、「同じ経験をした人の話が聞きたい」「ただ話したいことを聞いて欲しい」といったご希望にも応じます。
○市の他にもさまざまな機関が支援を行っています。ご相談内容に応じ、適切な機関におつなぎします。
- 経済的に不安…**
- 仕事に行けなくなりました。
 - 収入が途絶えてしまうかもしれない。
 - 医療費など出費が増えてしまう。
- 見舞金を支給します。※
○犯罪被害者の方も利用できる既存の制度があります。
○他機関が行う貸し付けなどの経済的な支援があります。
- 自宅が事件現場になってしまった…**
- 事件後、家に帰ることができない。
 - これまでの家に住み続けることができない。
- 転居費用や転居先の家賃補助金を支給します。※
○他機関が行う住居に関する支援があります。
- 家のことができなくなりました…**
- 事件のショックで何もできない。
 - 介護の支援が必要になった。
 - 裁判の準備などやるが増えた。
 - 子どもを預けたい。
- 家事介護を行うヘルパーを派遣します。※
○お子さんの一時預かりに要した費用の一部に補助金を支給します。※
○犯罪被害者の方も利用できる既存の制度があります。
- ※見舞金・住居確保・日常生活の支援は、警察に被害届けを出し、一定の基準を満たした方が対象です。詳細は、市役所市民相談課へご相談ください。相談や情報提供は、どなたでも受けられます。

みなさんのご協力が必要です

犯罪被害を受けた後、再び安心して平穏な日常を過ごせるようになるためには、身近な方、地域の方の理解と支えが必要となります。条例では「市民は、犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう努めるものとする」と市民の責務を定めています。難しいことや特別なことは必要ありません。そっと寄り添うことが十分な支えとなります。市では、「犯罪被害に遭った方にどう接すればいいのかわからない」といったご相談にも応じています。

**もしも、犯罪被害に遭ったら
一人で悩まず、市の相談窓口へ**

相談窓口 市役所本庁舎3階市民相談課
(28年1月4日開～市役所新庁舎2階)
電話相談 ☎(82)1111
電話交換手に「犯罪被害者支援相談へ」とお伝えください

平成27年度実施街頭啓発の様子



平成27年度は市長から直接市民の皆さんにリーフレットをお配りしました!

茅ヶ崎警察署との協定書調印式



条例施行に伴い、茅ヶ崎警察署と協定を締結しました。被害者の方が支援に結びつくよう、市と警察署が連携します!